

秋田大学大学院理工学研究科テニュアトラック教員の審査基準等

平成28年4月1日

テニュアトラック管理運営委員会制定

理工学研究科テニュアトラック中間評価委員会（以下「中間評価委員会」という。）実施要項第2条第1項及び理工学研究科テニュアトラック審査委員会（以下「テニュア審査委員会」という。）実施要項第2条第1項に規定する中間評価基準及びテニュア審査基準等を次のとおり定める。

（審査基準）

第1 中間評価及びテニュア審査（以下「中間・テニュア審査」という。）における基準は次の各号とする。

- (1) テニュア教員として教育及び研究を進める能力を有すること。
- (2) 当該研究分野において、本研究科が求める人材であること。
- (3) その他、中間評価委員会及びテニュア審査委員会において必要と認める事項

（審査書類）

第2 中間評価委員会及びテニュア審査委員会の委員長は、中間・テニュア審査に当たり、第1に規定する審査基準との適合性を審査するため、次の書類をテニュアトラック教員から提出させる。

- (1) テニュアトラック教員の中間・テニュア審査に係る審査調書（別紙様式）
（審査調書の内容は、申請内容・履歴事項等、発表論文等、研究業績、教育業績、国際的活動歴、社会活動歴及びその他とし、詳細については、別紙様式の記入要領を参照のこと。）
- (2) テニュアトラック教員採用前に発表した主要論文の別刷（最大10部程度）及びテニュアトラック教員採用後に発表した全ての論文の別刷
- (3) 上記論文についての解説文（それぞれ200字程度）
※解説文は、別紙様式「テニュアトラック教員の中間・テニュア審査に係る審査調書」中、「2-1. 教育研究業績書」の概要欄に記載する。
- (4) テニュアトラック開始時の計画表
- (5) テニュアトラック期間中の研究内容（A4版2頁以内）
- (6) テニュア教員となった場合の教育・研究計画と抱負（A4版2頁以内）
※本項目は、テニュア審査においてのみ提出を要する。
- (7) テニュアトラック期間中の教育と研究指導に関する実績
（実績等の項目と項目毎に概要を500字程度）
- (8) その他審査委員会が必要と認める書類

（その他審査に関すること）

第3 中間・テニュア審査は、第2に規定する書類による審査及び面接による審査の総合審査により実施する。